

意見書

6月定例会最終日に議員提案により「地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書」と「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書」が追加提案され、原案のとおり、可決し、関係行政庁へ送付しました。

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書を可決

森林は、安全な国土の形成、水源の涵養、自然環境の保全など多様な公益的機能を有し、これらは、国民生活に欠くことのできないものとなっている。

さらに、平成14年3月に策定された地球温暖化対策推進大綱によると、京都議定書に定める日本の温室効果ガス削減目標6パーセントのうち、3.9パーセントを森林吸収源対策による削減量で確保する計画となっており、森林の整備、保全に対する取り組みは、ますます重要となっている。

森林を抱える本市では、これまで、森林地域の社会基盤の整備、活性化に努めてきたところであるが、未だ整備は遅れている現状にあり、加えて木材価格の低迷等による林業生産活動の停滞、過疎化等により地域の活力は低下し、その結果、手入れがされず、放置される森林も増加してきている。

このままでは、森林の有する多面的な機能が大幅に衰退することが懸念され、ひいては森林による温室効果ガスの吸収量確保の目標達成も困難となる。

よって、国におかれては、森林の整備、保全のための諸対策をさらに充実させるとともに、温暖化対策税（環境税）創設の検討にあたっては、温室効果ガス3.9パーセントの吸収効果が期待される森林整備をより一層促進するための新たな財源として位置付け、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月28日

土岐市議会

各関係行政庁 宛



政府においては、日本経済は回復基調にあるとされているところであるが、本市の地域経済は未だ回復の兆しは見られず、経済の活性化による地域づくりが喫緊の課題となっている。

しかしながら、平成16年度における国の予算編成は、三位一体改革の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、市町村の財政運営の基幹たる財源である地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われたが、これは国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことは誠に遺憾である。

特に、平成16年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の行財政運営に致命的な打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招来している。

このような中、政府においては、先般の「麻生プラン」に沿った考え方の下に、去る6月4日には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定されたところであるが、住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革の実現が極めて重要である。

よって、政府及び国会においては、2年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、以下の事項についてその実現を強く求める。

記

1. 地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分踏まえ、その所要総額を確保すること。
特に、地方交付税総額は、平成15年度以前の水準以上を確保すること。
 2. 税源移譲については、平成17年度において基幹税による3兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。
 3. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対行わないこと。
 4. 三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行財政運営に支障が生ずることがないように対処すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月28日

土岐市議会

各関係行政庁 宛

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書を可決